

前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(許可の基準等)</p> <p>第14条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他関係法令(次号及び第6号において「関係法令」という。)及び市規則で定める基準に適合していること。</p> <p>(5)～(10) 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>(許可の基準等)</p> <p>第14条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他関係法令(次号及び第6号において「関係法令」という。)及び市規則で定める基準に適合していること。</p> <p>(5)～(10) 省略</p> <p>2～4 省略</p>